

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
1	47	「第1編 総則編【共通】」の「第1章 総則 第10節 計画の習熟及び修正」において、「男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めるなど、多様な主体の参画促進に努める。」とありますが多様性を求めるのであれば、障害者当事者の委員も加えてはいかがでしょうか。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。
2	52	「第2編 災害予防対策編【共通】」の「第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市防災化計画」「第4 地域防災拠点の整備」において、「災害時に第1次避難所となる市立小学校49校及び義務教育学校（前期課程）2校、市立中学校24校及び義務教育学校（後期課程）2校、その他1施設の体育館、教室等（78箇所）を地域防災拠点と位置付け、施設等の整備を推進する。」とありますが、きこえない・きこえにくい人への情報保障として第1次避難所へのアイ・ドラゴン4の設置を前提とした施設等の整備を行うよう明記ください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
3	70	「第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災知識普及計画」において、「2. 市民に対する防災知識の普及」の「(1) 普及させるべき防災知識の内容」の中に、「コ. 要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種別により異なると考えられます。また、「(2) 防災知識普及の手法」として、「カ. 講演会・講習会・展示会の開催及び防災教室の開催」、「キ. 研究会、検討会の開催」が挙がっております。そこで、これらを勘案し、障害者と市、市民が一同に会し、相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。また、要配慮者のうち、一部の方の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。	要配慮者への支援につきましては、ご指摘のとおり、一人ひとりの状況や必要な配慮に応じた柔軟な対応が重要であると認識しております。いただいたご意見につきましては、今後の防災知識の普及・啓発や要配慮者支援に関する取組を進める上での参考とさせていただきます。
4	73	「第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災知識普及計画」において、「2. 市民に対する防災知識の普及」の「(2) 防災知識普及の手法」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。きこえない・きこえにくい人の場合、文章の理解が困難な方々も多く、図解入りのものが有効と思われます。こうした事情を踏まえ、きこえない・きこえにくい人専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山県市、呉市、蒲都市などの取り組みが参考になると思われます。「第3章 災害に強いシステムづくり」「第3節 要配慮者配慮計画」の中で、要配慮者への防災情報の提供が計画されておりますが、要配慮者登録をしていないきこえない・きこえにくい人も多いことから、その必要性は高いと考えられます。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
5	73	「第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災知識普及計画」において、「2. 市民に対する防災知識の普及」の「(2) 防災知識普及の手法」の中で「ウ. DVD、映像データ等の利用」に関して、きこえない・きこえにくい人に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したものも作成・整備することも計画に明記ください。市長がかつて手話言語市区長の会長を務め、2025年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下、手話施策推進法）が施行された現在、手話の普及・啓発は市の全部局において推進されるべきと考えますので、きこえない・きこえにくい人の視聴を念頭に置いた啓発用DVDや映像データ等の整備は急務であります。そのため、早急に内容を検討し・整備を図ることが重要かつ必要な状況となっていることを併せて申し添えます。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
6	70-74	「2. 市民に対する防災知識の普及」、及び「3. 学校における防災教育」については日本語で実施されることが前提になっているように思われますが、手話施策推進法が2025年6月25日に公布・施行され、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることなどが規定されました。同法第10条1項には「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とありますので、これに基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
7	73	「2. 市民に対する防災知識の普及」の、「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平常時からの啓発について、現状では何も方策がないことから、これらの取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。また、きこえない・きこえにくい人の場合、2025年に防災ネットワーク会議が立ち上げられ、障害者支援室、及び危機管理室の方にご参加いただき、これから具体的な対策を検討する段階になっておりますが、これを継続させてください。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見番号	ページ番号	ご意見の概要	本市の考え
8	73	「２．市民に対する防災知識の普及」の「コ．ケーブルテレビ、市ウェブサイト、ＳＮＳ等の活用」に関して、市がケーブルテレビにて広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容がきこえない・きこえにくい人には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。前述のように、きこえない・きこえにくい人の視聴が念頭に置かれていないことが原因ですので、差別的取り扱いの解消、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく施策の推進という観点から、この状況を早急に解消することが必要な状況となっていることを併せて申し添えます。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
9	73	「３．学校における防災教育」の「ア．教育の内容」－「⑥ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成」には、要配慮者への対応を加えてください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
10	73	学校の避難訓練において、児童生徒の安全避難だけでなく、近辺住民の被災者受け入れ態勢についてもされているのでしょうか。教職員及び児童生徒が防災への関心を持つことで、学校以外の場所でも自助共助の行動がとれるため、避難所指定されている学校に対して、防災力を高める工夫をお願いします。	学校での訓練をはじめとする児童生徒等の防災への関心、防災力の向上は、地域での防災力強化へと繋がるためご指摘のとおり重要であると認識しております。訓練を実施するにあたり、引き続き関係部局と連携しながら努めてまいります。
11	74 90	「６．職員に対する防災教育」の「(1) 教育の方法」－「ウ．部局別災害時活動マニュアル等の作成・周知」に関して、各部局の対応を市民が事前に知っておくことが肝要と思われますので、作成されたマニュアルを市民に公開、もしくは関係団体と共有することを明記ください。	各部局の対応については、地域防災計画に定められておりますので当該マニュアルの開示は不要と考えております。
12	74	「６．職員に対する防災教育」の「(2) 教育の内容」には、要配慮者への対応・支援の方法に関する教育を含めてください。その一環として、きこえない・きこえにくい人への対応のために災害時に必要となる基本的な手話言語表現の習得も含めてください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
13	76-77	「第２章 災害に即応できるひとづくり 第２節 防災訓練計画」において、訓練の実施にあたり、要配慮者の参加が盛り込まれることになっており、また「２．機能別訓練及び訓練項目」の中で要配慮者防災訓練が行われることになっておりますが、そのような訓練の案内を見かけることはありません。また、訓練にあたっては、関係機関と当事者団体が緊密に連携、及び協力し合うことが望ましいことから、まずはこれらで実施に向けた協議を行う場を設けることを計画に盛り込んでください。また、きこえない・きこえにくい人の場合、２０２５年に立ち上げられた防災ネットワーク会議に障害者支援室、及び危機管理室の方が参加されていることから、これを継続する中で具体的な訓練計画の検討を行うようにしてはいかがでしょうか。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。
14	77	「第２章 災害に即応できるひとづくり 第２節 防災訓練計画」において、「２．機能別訓練及び訓練項目」の情報訓練、要配慮者防災訓練、及び各訓練の情報収集伝達について、きこえない・きこえにくい人への情報保障も訓練内容に含めてください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
15	79	「第２章 災害に即応できるひとづくり 第３節 自主防災体制整備計画」「第１ 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進に努めることになっておりますが、障害者の参画が抜けております。また、「１．自主防災組織の活動内容」の中で、「(1) 平常時の活動」として要配慮者の把握が、「(2) 災害時の活動」として要配慮者への援助などが、それぞれ挙げられておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が必要にして不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。
16	79	「第２章 災害に即応できるひとづくり 第３節 自主防災体制整備計画」「第１ 自主防災組織の育成」の中の「１．自主防災組織の活動内容」に「(2) 災害時の活動」として、「エ．情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救護情報などの市民への周知など）」が挙げられておりますが、きこえない・きこえにくい人に対する情報伝達が適切になされるよう明記ください。きこえない・きこえにくい人に対する情報伝達にあたっては、手話施策推進法第１０条２項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記してください。	令和７年６月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
17	79	「１．自主防災組織の活動内容」の「(2) 災害時の活動」には要配慮者への援助が含まれていますので、「２．自主防災組織の育成方法」には、要配慮者当事者による援助方法の講習など関連知識の習得機会を設けることを明記ください。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。
18	79	「２．自主防災組織の育成方法」の中で、「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」が計画されているようですが、きこえない・きこえにくい人が参加を希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の用意など、その場で内容を視覚的手段でも提供できるような環境を整備してください。	ご意見のとおり、防災施策の検討・推進にあたっては、多様な立場や視点を踏まえることが重要であると認識しております。障害者当事者の参画につきましては、今後、各種検討の場、訓練等を実施するにあたり、当事者の意見を適切に把握・反映できるよう、関係部局と連携しながら研究してまいります。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
19	79	「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」の一環として、他市のように防災士の資格取得に当たり、費用の一部、もしくは全額の助成を行ってはいかがでしょうか。また、東大阪市でも防災士の養成研修を実施してはいかがでしょうか。	資格の取得を公費で助成することは、その資格が必要不可欠、資格取得によってその方がある程度の任務に拘束するなど、いくつかの条件が必要となると考えられます。「地域の継続的な防災力の確保」といった観点から、議論をしてまいります。
20	80	「3. 各種組織の活動促進」で防災活動の促進を図る団体が列記されておりますが、この中に障害者当事者団体や2025年に立ち上げられた防災ネットワーク会議も含めてください。	防災組織の活動促進につきましては、多様な組織による防災体制を整備することが重要であると本市としても認識しております。各種組織の防災活動促進については、今後の参考とさせていただきます。
21	83	「3. ボランティアとの連携」の中に「(2) 専門技術型ボランティア」として、「力. 通訳（外国語、手話）」が挙げられておりますが、手話通訳はボランティアではなく専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな仕事です。手話で日常会話ができれば通訳ができる、というものではありません。災害時に技術の未熟なボランティアしかいないのでは困ります。医師などの専門職と同様の確保体制を講じていただきたいと思います。	手話通訳が高度な専門性を要する業務であるとのこと指摘については、その重要性を認識しております。災害時における円滑なコミュニケーション支援体制の確保につきましては、関係機関との連携を含め、今後の課題とさせていただきます。
22	96	「第3章 災害に強いシステムづくり 第2節 緊急情報収集伝達計画」－「第6 災害広報体制の整備」－「1. 広報体制の整備」－「(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報等手段の確保」では障害者が情報を取得するために必要な施策を講ずることになっております。しかしながら、具体的な配慮については明記されておきませんので、「第6編 原子力災害対策編」の「第2章 災害応急対策」－「第7節 災害広報」の「第2 報道機関との連携」のように、手話通訳・字幕放送・文字放送の活用等のきこえない・きこえにくい人への配慮を明記ください。 また、手話施策推進法第10条2項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのこと指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
23	96	「第2節 緊急情報収集伝達計画」－「第6 災害広報体制の整備」－「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口では専用の電話やファクシミリ、メールによる受付が行われるようですが、チャット・ビデオ通話も加えていただければ、きこえない・きこえにくい人を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。さらに、2025年12月より市のホームページで導入された手話リンクも計画に明記し、平常時からの利用の促進を図ってください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
24	98	「第3節 要配慮者配慮計画」－「3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策」については日本語で実施されることが前提になっているように思われますが、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
25	98	「3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策」として、「(1) 避難行動要支援者の把握と名簿管理」が挙げられておりますが、きこえない・きこえにくい人に対しては、現状では名簿に登載されるだけで特段の対策が講じられているようには見受けられません。また、名簿情報を避難支援等関係者へ提供するとどうなるのか、避難支援等関係者となる方はどなたなのかといったことについて理解が進んでおらず、これが名簿情報を避難支援等関係者へ提供することへの同意率が低い結果となっていると思われます。そのため、Net119の説明会のように、きこえない・きこえにくい人を対象として説明を行い、その場で名簿登載情報の避難支援等関係者へ提供について同意を得るような説明会を開催することを計画に盛り込んでください。	避難行動要支援者名簿制度につきましては、制度の趣旨や名簿情報の活用方法、避難支援等関係者の役割等について、対象となる方々に十分ご理解いただくことが重要であると認識しております。いただいたご意見は、避難行動要支援者名簿制度の周知・理解促進に関する今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。
26	98	「(1) 避難行動要支援者の把握と名簿管理」においては、きこえない・きこえにくい人による当事者団体に対し、緊急災害時に身体障害者手帳保持者のうち、聴覚障害に該当する方々の名簿を提供するという旨の契約を締結することによって、当事者による戸別訪問・避難支援が実現できるよう配慮してください。	避難行動要支援者名簿につきましては、制度の趣旨を踏まえ、避難支援等関係者との連携のもと、災害時の避難支援等に有効に活用されることが重要であると認識しております。いただいたご意見は、今後の名簿制度の運用や支援体制の充実を検討する際の参考とさせていただきます。
27	99	「(2) 個別避難計画の作成と管理」で個別避難計画を作成することになっておりますが、東大阪市においては、策定が遅々として進んでおりません。これを推進させること、及びその旨の記載が必要と考えます。	要配慮者を想定した訓練や情報伝達の在り方、また個別避難計画の作成・推進につきましては、本市においても重要な課題であると認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
28	100	「(4) 情報連絡手段の整備」の中で、きこえない・きこえにくい人に対しては、日常生活用具の給付を通じて情報伝達手段の整備を進めることになっておりますが、チャット・ビデオ通話・手話リンクも整備対象に加えてください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
29	100	「(4) 情報連絡手段の整備」の冒頭は聴覚障害者に限定した記載であるにも関わらず、「日常生活用具の給付等を通じて情報伝達手段の整備を進める。」との記載のみで手話言語に関する言及が皆無です。きこえない・きこえにくい人に対する情報伝達にあたっては、手話言語による情報提供も必要です。そのため、手話言語による情報伝達手段を平常時から整備する旨も計画に盛り込んでください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのこと指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
30	101	「(6) 避難収容対策」の中に、「イ. 指定避難所等へ手話通訳、要約筆記、介助のボランティア等の派遣ができるよう、平常時から東大阪市社会福祉協議会との連携に努める。」とありますが、手話通訳はボランティアではなく専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな仕事です。手話で日常会話ができれば通訳ができる、というものではありません。災害時に技術の不熟なボランティアしかいないのでは困ります。大規模災害時には手話通訳者も被災者となることが予測されますので、大規模災害発生直後など、専門的な知識と技術を要するプロフェッショナルな手話通訳者による手話通訳体制が整うまでの間は、ボランティアによる手話通訳となるのは致し方がないにしても、可及的速やかに平常時と同様の専門的な知識と技術を有したプロフェッショナルな手話通訳者による手話通訳体制を整える必要があることを明記ください。広く人材を確保するためには、障害者支援室が実施している意思疎通支援事業（手話通訳、及び要約筆記）に登録されている方々との連携も必要ではないでしょうか。	手話通訳が高度な専門性を要する業務であるとのこと指摘については、その重要性を認識しております。災害時における円滑なコミュニケーション支援体制の確保につきましては、関係機関との連携を含め、今後の課題とさせていただきます。
31	101	「(6) 避難収容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」では、障害の種別等をタグにより識別する計画となっているようですが、タグでは受け取った人がポケットに入れた場合や、遠くにいる場合、識別できずに必要な支援が受けられないという問題があります。そのため、ポケットに入ることなく、かつ速くや夜間でも認識できる反射材付きのベストの類が望ましいと考えますが、タグに代えて整備することを盛り込んではいかがでしょうか。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
32	101	「(6) 避難収容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」の「①指定避難所の整備」では、きこえない・きこえにくい人に対する情報提供手段の整備に全く触れられておりません。各リージョンに1か所程度、きこえない・きこえにくい人のうち、希望者を集めて収容する避難所を指定し、そこに聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）や音声認識アプリをインストールしたタブレット、筆談器を配備することも計画に盛り込んでください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
33	101	「(7) 防災情報の提供」では、要配慮者向けに防災リーフレット等の配布が計画されておりますが、きこえない・きこえにくい人に配慮し、イラスト・図版を多用して視覚的に理解しやすいものとすることを検討してください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのこと指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
34	101	「(7) 防災情報の提供」では、「多様な情報伝達手段の確保に努める。」との記載がありますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのこと指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
35	102	「第4節 帰宅困難者等支援体制の整備」において「多数の帰宅困難者の発生が予想される」時の様々な情報提供については日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条2項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
36	104 215	「第5節 災害時医療体制の整備計画」の災害時の医療体制について、きこえない・きこえにくい人への情報保障についても記載してください。 「第3編 地震災害対策編」の「第2章 応急復旧期の活動」－「第4節 医療体制」についても同様です。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのこと指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
37	117	「第7節 避難体制の整備計画」「3. 指定避難所の整備」の中に、「…初動期における指定避難所の管理・運営に関するマニュアルを配備し、…」との記載がありますが、「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」のようにマニュアルを公開してください。また、市では、【地域版】避難所運営マニュアルの作成支援を行うようですが、【地域版】避難所運営マニュアルについても公開するよう、各地域に働きかけるとともに、公開することを本計画に明記ください。	指定避難所の運営に関するマニュアルについては、施設の構造や管理上の情報、地域特性に応じた内容を多く含んでいることから、防犯上及び円滑な運営の観点から、原則として該当する関係者間での共有を想定しております。なお、避難所運営の基本的な考え方や留意事項については、引き続き周知・啓発に努めてまいります。
38	118	「3. 指定避難所の整備」－「(4) 災害時に要配慮者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備を図るものとする。」－「エ. 施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）」との記載がありますが、日常生活用具に聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）が含まれていることから、これについても大阪府とともに可及的速やかに整備を行ってください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
39	119	「4. 指定避難所の管理運営体制の整備」－「(4) 要配慮者の避難」では、避難所の中に要配慮者のための避難場所を区分して設けることになっておりますが、普段から手話で会話を行っているきこえない・きこえにくい人の場合、手話による会話が確保されることがフレイル防止のためにも必要となります。そのため、こうしたきこえない・きこえにくい人が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設けることも計画に盛り込んでください。なお、これは避難期間の長短に関わらず、必要な措置であることを申し添えます。	本市では、まずは一人でも多くの命を守ることを最優先に、指定避難所の確保・整備を進めております。一方で、避難生活が長期化した場合には、障害特性等に応じた配慮や支援が重要であると認識しております。今後も、関係機関と連携しながら、避難所における支援体制の充実を進めてまいります。
40	119	「4. 指定避難所の管理運営体制の整備」－「(5) ペット同行避難」では盲導犬、介助犬の記載がありますが、聴導犬の記載がありません。聴導犬も記載ください。 （第3編 地震災害対策編 第2章 応急復旧期の活動 第5節 指定避難所の運営等においても同じ）	頂きましたご意見をもとに、修正に努めてまいります。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
41	120	「４．指定避難所の管理運営体制の整備」－「(6) 運営マニュアルの作成」では、市が運営マニュアルの作成を支援することになっておりますが、整備されるマニュアルが要配慮者に配慮したものとなるよう整備することを明記ください。また、整備されたマニュアルを公開することも本計画に明記ください。	市が支援する避難所運営マニュアルの作成にあたっては、要配慮者を含むすべての避難者が安全かつ安心して過ごすことができるよう、配慮事項を踏まえた内容となるよう留意しております。今後も、地域の実情や関係者の意見を踏まえながら、より実効性のあるマニュアルづくりを支援してまいります。指定避難所の運営に関するマニュアルについては、施設の構造や管理上の情報、地域特性に応じた内容を多く含んでいることから、防犯上及び円滑な運営の観点を踏まえ、原則として該当する関係者間での共有を想定しております。なお、避難所運営の基本的な考え方や留意事項については、引き続き周知・啓発に努めてまいります。
42	120	「７．要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保」では、市が各市立施設のバリアフリー化に努めることになっておりますが、その過程でできない・きこえにくい人にも配慮し、日常生活用具（聴覚障害者用情報受信装置等）、及び必要な備品の整備に努めることを明記ください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
43	120	「８．福祉避難所の選定・指定・整備」では、福祉避難所を確保することになっておりますが、受け入れ対象者をきこえない・きこえにくい人とする避難所を指定することも計画に盛り込んでください。	福祉避難所は、高齢者や障害のある方等配慮を要する方を受け入れる避難所であることから、施設の受入体制や支援内容を踏まえながら検討してまいります。いただきましたご意見につきましては、今後の福祉避難所の運営体制の充実を検討する際の参考とさせていただきます。
44	120	「(3) 協定等による福祉避難所のうち、後述する受け入れ対象者の特定など必要な調整を終えたものについて、指定福祉避難所として指定し公示する。」について、一般的に日本語として「公示」とは「一定の事柄を周知させるため、公衆が知ることのできる状態に置くこと」とされております。本防災計画における「公示」の定義が一般的な日本語とは異なるように見受けられますので、本計画における「公示」の定義について、注釈の記載が必要かと思われます。	指定福祉避難所の公示につきましては、災害対策基本法第四十九条の四に基づき、市民へ広く知らせることと定められております。いただきましたご指摘につきましては、誤解なく伝達できるよう、今後の参考とさせていただきます。
45	125	「第８節 災害時の基本生活環境の整備計画」－「第２ 食料・生活必需品の確保」－「４．その他の物資の確保」－「(12) 高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）」では、確保する物資が列記されておりますが、日常生活用具等には聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン４）が含まれていることを明記し、確保に努める旨を明記ください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
46	125	「(12) (…補聴器…)」の記載がありますが、補聴器はそれ自体のみでは利用できるようになりません。利用できるようにするためには、機器に応じた電池が必要です。計画に明記されない物資は整備も確保もされないことから、補聴器用電池も計画に明記ください。また、「(14) 電話機（特設公衆電話用）」の記載がありますが、この中にはきこえない・きこえにくい人の利用も想定し、FAXも含めてください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
47	132	「第４章 災害の予防と減災対策 第１節 水害予防計画」－「第１ 水害防止対策の推進」－「１．浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保」－「(1) 洪水予報等の伝達方法」では、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第１０条１項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和７年６月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
48	132	洪水予報等は自主防災組織等を通じて伝達することになっているようですが、伝達すべき組織として、２０２５年に立ち上げられた防災ネットワーク会議も含めてください。	情報の伝達につきましては、広く市民へ情報を提供することが重要であると本市としても認識しております。情報提供の効果的手法については、今後の参考とさせていただきます。
49	138	「第２節 火災予防対策の推進計画」－「第１ 住宅火災予防」－「１．市民に対する指導、啓発」では、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第１０条１項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和７年６月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
50	146-147	「第５節 原子力災害予防計画」－「第３ 原子力防災に関する知識の普及と啓発」－「１．市民等に対する知識の普及と啓発」では、原子力防災に関する知識の普及・啓発活動を行うことになっておりますが、日本語で実施されることが前提となっているように思われます。また、「(7) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること」では防災知識の普及と啓発に際し、障害者に配慮する旨の記載があります。これらを勘案し、手話施策推進法第１０条１項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、配慮の具体的手段として手話言語でも実施することを明記ください。	令和７年６月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
51	148	「第７ 警戒体制等の整備」－「３．情報収集及び伝達体制の整備」では、要配慮者への情報伝達にも十分配慮するとの記載があります。また、「５．防災知識の普及」では住民に対し、防災知識の普及に努めることになっております。しかしながら、いずれも日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第１０条１項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和７年６月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
52	157	「第3編 地震災害対策編 第1章 初動期の活動 第1節 組織動員」－「第1 地震発生直後の対応」－「1. 勤務時間内に地震が発生した場合」－「(2) 緊急放送」では、緊急放送が行われることになっておりますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条第2項「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」の規定に基づき、手話言語でも緊急放送を実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
53	168	「第3節 緊急出動」－「5. 災害（避難）広報」について、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
54	175 307	「第4節 本部中枢の動き」－「第2 事務局員」－「5. 広報」－「(3) 広報の方法」に「広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。」との記載がありますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 （第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第7節 安全管理においても同じ）	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
55	175 307	「第4節 本部中枢の動き」－「第2 事務局員」－「5. 広報」－「(3) 広報の方法」では、自治会、自主防災組織、災害救助協力団体等を通じて広報が行われることになっているようですが、この中に2025年に立ち上げられた防災ネットワーク会議も含めてください。 （第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第7節 安全管理においても同じ）	災害情報の提供や広報につきましては、より多くの市民へ伝えることが望ましいと本市としても十分認識しております。発災時の広報、情報提供の手法については、今後の参考とさせていただきます。
56	175 307	「(4) 市民からの問い合わせに対する対応」では、専用電話・ファクシミリが設置され、専用メールアドレスが設定されるようですが、きこえない・きこえにくい人が利用できる通信手段を拡大するため、チャット・ビデオ通話・手話リンクも是非加えてください。 （第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第7節 安全管理においても同じ）	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
57	188	「第6節 その他の機関」－「第2 指定公共機関の活動」－「3. NTT西日本株式会社」－「(3) 特設公衆電話の設置」に「覚書に基づき、市からの要請により第1次避難所に避難者が利用する特設公衆電話の利用を提供する。」とありますが、覚書の中にはきこえない・きこえにくい人の利用が想定されるFAXが含まれているのでしょうか。含まれていない場合、覚書に明記して改めて相互に取り交わしてください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
58	201	発災時は、多くの職員が被災者になっており、人材が不足しているため、他市、他府県からの応援体制を整備し、安全で快適な避難先を確保など迅速な対応がとれるようお願いします。	発災時には、必要に応じて災害時受援計画に基づき地方公共団体等に対し、適切な応援要請を行い、迅速な対応に努めてまいります。
59	219	「第2章 応急復旧期の活動 第5節 指定避難所の運営等」－「6. 指定避難所の福祉的配慮」では、避難が長期化する場合の要配慮者への配慮について記載がありますが、普段から手話で会話を行っているきこえない・きこえにくい人の場合、手話による会話ができない状態が継続すると、避難期間の長短や年齢層に関わらず、フレイルに陥る可能性が高くなります。そのため、こうしたきこえない・きこえにくい人が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設け、順次そこに移転させ、手話による会話ができる環境を保障し、安心して生活できる体制とすることも計画に盛り込んでください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
60	221	「6. 指定避難所の福祉的配慮」には、きこえない・きこえにくい人に配慮した日常生活用具（聴覚障害者用情報受信装置等）、及び備品の整備に努めることを明記ください。	指定避難所における情報保障の在り方については、重要な課題であると認識しております。避難所における備品や設備の整備につきましては、限られた資源の中で、必要性や実効性を踏まえて、今後の課題とさせていただきます。
61	226 314	「第7節 福祉活動等」－「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、きこえない・きこえにくい人の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、きこえない・きこえにくい人に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。 （第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第16節 福祉活動等においても同じ）	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。

東大阪市地域防災計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見 番号	ページ 番号	ご意見の概要	本市の考え
62	259	「第3編 付編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則」―「第7 南海トラフ地震臨時情報等発表時の措置」―「2. 配備体制及び市民への周知内容」―「(3) 日頃からの周知・広報の実施」の末尾において、要配慮者については必要な教育及び広報に当たり留意する旨の記載がありますが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
63	269	「第4章 防災訓練計画」―「4. 訓練内容」に記載がある情報収集伝達については、きこえない・きこえにくい人への情報伝達、避難誘導も訓練内容に含めてください。その際は、2025年に立ち上げられた防災ネットワーク会議も伝達対象として検討ください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
64	270	「第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」―「2. 市民に対する啓発」は日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条1項の「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」との規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
65	281	「第4編 風水害対策編 第1章 災害警戒期の活動 第1節 気象予報等の収集伝達」―「6. 市民等への周知」では要配慮者に配慮することになっているようですが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条第2項「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」の規定に基づき、手話言語でも周知することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
66	295 304	「第6節 避難誘導」―「2. 避難の指示」―「(4) 避難指示等の市民への周知」では要配慮者に配慮することになっているようですが、日本語で実施されることが前提になっているように思われますので、手話施策推進法第10条第2項「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」の規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。 (第2章 災害発生後の活動 第7節 安全管理 7. 広報においても同じ)	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
67	341	「第6編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第7節 災害広報」―「2. 広報の方法」で聴覚障害者に対してはファクシミリ等の活用が想定されているようですが、日本語だけでは理解できない方々もおられることから、手話施策推進法第10条第2項「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」の規定に基づき、手話言語でも実施することを明記ください。	令和7年6月施行の手話施策推進法の趣旨につきましては、本市としても十分認識しております。防災教育や広報、訓練等における情報提供の在り方については、同法の趣旨を踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。
68	343	「第3 広聴」で専用電話及び専用ファクシミリが設置されるようですが、広くきこえない・きこえにくい人にも連絡可能となるよう、専用メールアドレスの設定、及びチャット・ビデオ通話・手話リンクも加えてください。	防災情報の提供や広報、訓練等において、情報の受け取り方が多様であることを踏まえた配慮が必要であるとのご指摘は重要であると考えております。本市といたしましても、手話、字幕、文字情報、図解などを含む多様な情報伝達手段の活用について、今後の防災施策における参考とし、より多くの市民に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。
69	資料編 30	「資料編 資料1-25：要配慮者利用施設一覧」において要配慮者利用施設の一覧が別冊に記載されているようですが、別冊が公開されていないようです。市のホームページ内にある場合、掲載場所（URL）を明記ください。また、別冊を閲覧可能な施設や場所がある場合、それらを明記ください。さらに、意見募集の際に資料編と合わせて公表してください。 そもそも資料編の該当部分を見て、別冊であることを初めて知るようでは、いざという時に役に立つのか疑問です。別冊ではなく、資料編の該当部分に記載すべきではないでしょうか。	意見募集時の当該資料の掲載については、今後同ウェブサイト内においても行わせていただきます。なお、全施設の記載については、適切に情報が伝わるよう工夫に努めてまいります。